

議案第 3 号

藤岡市地区コミュニティセンター等の設置及び管理に関する条例の一部
改正について

藤岡市地区コミュニティセンター等の設置及び管理に関する条例の一部を改
正する条例を次のとおり定める。

平成 29 年 3 月 1 日提出

平成 29 年 3 月 1 日可決

藤岡市長 新 井 利 明

藤岡市条例第 号

藤岡市地区コミュニティセンター等の設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例

藤岡市地区コミュニティセンター等の設置及び管理に関する条例（平成 17
年条例第 57 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

藤岡市地区コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例
第 1 条中「等（以下「コミュニティセンター」という。）」を削る。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 2 条関係）

名称	位置
三波川第 2 コミュニティセンター	藤岡市三波川 1 2 0 1 番地 1

別表第 2 中「藤岡市行政区設置条例」の次に「（昭和 29 年条例第 12 号）
第 2 条」を加える。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。